



前橋市教育委員会告示第 3 号

前橋市教育委員会 3 月定例会を次のとおり招集します。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

前橋市教育委員会

委員長 村 山 昌 暢

記

1 日 時 平成 2 9 年 3 月 1 5 日（水） 午後 3 時 0 0 分

2 場 所 市役所 1 1 階南会議室

3 付議事件

- (1) 議案第 8 号 前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の改正について
- (2) 議案第 9 号 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について
- (3) 議案第 1 0 号 前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の改正について
- (4) 議案第 1 1 号 教育財産（土地及び建物）の用途廃止について
- (5) 議案第 1 2 号 前橋市指定文化財の一部指定解除について
- (6) 議案第 1 3 号 市費負担教職員（管理職）人事について

平成 2 9 年 3 月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 「まえばし幼児教育充実指針 めぶく～幼児の育ち～」について
(総合教育プラザ)

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
8	前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の改正について	総 務 課
9	弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について	学 校 教 育 課
1 0	前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の改正について	学 校 教 育 課
1 1	教育財産（土地及び建物）の用途廃止について	教 育 施 設 課
1 2	前橋市指定文化財の一部指定解除について	文化財保護課
○ 1 3	市費負担教職員（管理職）人事について	学 校 教 育 課

「注」○印については、当日送付

3 その他

- (1) 行事について (総 務 課)
 (2) 前橋市公民館運営審議会第 3 回委員会開催結果について (生涯学習課)
 (3) 平成 2 9 年度中学生海外研修事業について (青 少 年 課)
 (4) 平成 2 9 年度市立前橋高校入試結果について (前橋高等学校)

※資料は定例会当日送付

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 3 月定例会
平成 2 9 年 3 月 1 5 日（水）
午後 3 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 「まえばし幼児教育充実指針 めぶく～幼児の育ち～」について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 8 号 前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の改正について
- (2) 議案第 9 号 弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について
- (3) 議案第 1 0 号 前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の改正について
- (4) 議案第 1 1 号 教育財産（土地及び建物）の用途廃止について
- (5) 議案第 1 2 号 前橋市指定文化財の一部指定解除について
- (6) 議案第 1 3 号 市費負担教職員（管理職）人事について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 前橋市公民館運営審議会第 3 回委員会開催結果について
- (3) 平成 2 9 年度中学生海外研修事業について
- (4) 平成 2 9 年度市立前橋高校入試結果について

まえばし幼児教育充実指針

めぶく

～ 幼 児 の 育 ち ～

●●子どもも大人も 育ち合うために●●

根っこが
大事！平成29年2月
前橋市・前橋市教育委員会

はじめに

幼児期は、育てられた環境によってその後の生き方が大きく変わる重要な時期です。幼い時に体験しておかなければならないこともたくさんあります。

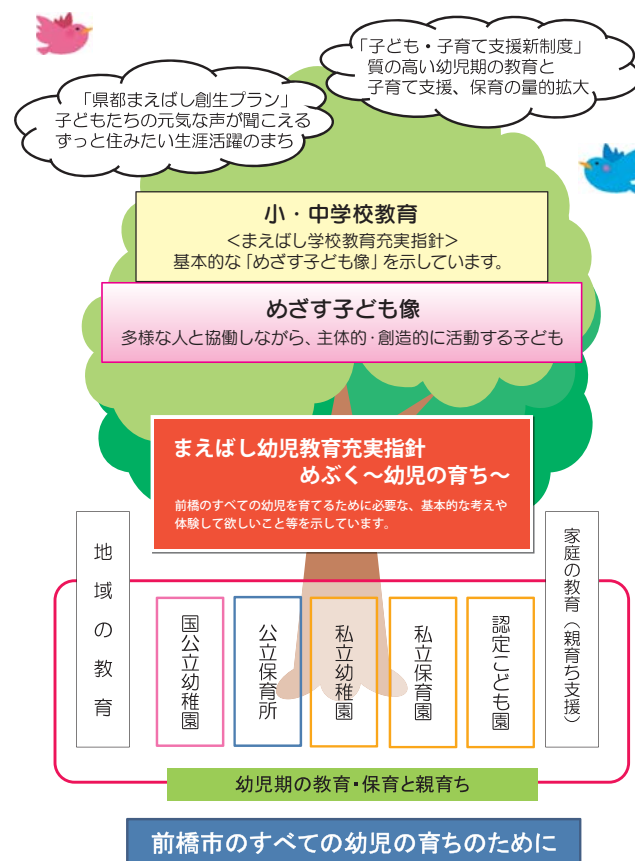
「トラブルになると困るからけんかはさせない。熱中症や風邪が心配だから外には出さない。危ないから刃物は持たせない。」など、当たり前のように耳にする社会になりました。しかし、こうやって保護されている子どもたちは、実社会に出て自立した大人として活躍できるのでしょうか？

子どもを囲んで親と先生、地域の人と一緒に考える機会をたくさんつくりましょう。そのことによって、子どもも大人も共に育つことができるでしょう。前橋の幼児の育ちを考えて、少し覚悟をもって取り組むことが、今、必要ではないでしょうか。

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

目 次

はじめに	1
1 基本的な考え方	3
2 全ての幼児に体験させたいこと	4
3 まえばし幼児教育充実指針「めぶく ～幼児の育ち～」と 幼児教育センター（前橋市教育委員会）の支援	5
4 内容	7
めぶきの1『外で遊ぶ』戸外で思い切り体を動かして遊ぼう！	7
めぶきの2『友達とかかわる』友達とじっくりかかわって遊ぼう！	9
めぶきの3『自然に触れる』身近な自然に触れて遊ぼう！	11
めぶきの4『道具を使う』身近にある様々なものや道具を使おう！	13
めぶきの5『食べる』いろいろなものをしっかり食べよう！	15
5 活用にあたって	17
活用の機会	18
保護者や地域での活用	19
園・所での活用	20
資料 話し合い用シート	21
研修用シート	22



1 基本的な考え方

幼児期は直接的・具体的な体験を通して人としての基礎が育つ重要な時期です。この時期は、子どもが周囲の環境を受け止め、自分からかわり、活動することを重視するなど、環境を通して行う教育が基本です。子どもは遊びを中心とした活動を通して成長していきます。また、個人差の大きい時期なので一人一人の特性に応じることが大切です。

本指針では、幼児教育の基本を踏まえ、運動機能や自立心が育つために必要な体験として5つの内容を取り上げました。そして、これらの内容にかかわる体験を通して、どんな子どもを育てたいかという「めざす姿」と、なぜその体験が必要なのかを示し、指針となるようにしました。

幼児の保護者が、「子育ては大変なこともあるけれど、やっぱり楽しい。」と感じられるように、そして、先生方が幼児期の教育・保育の在り方に基づきながら、自信をもって保育できるようにと願いながら作成しました。

本指針を基に、一人一人の保護者や先生方、様々な地域の皆さんが、子どもの育ちを支えていくための大人の役割について、主体的に考え実践できるよう、教育委員会は皆様と協働して取り組みたいと考えます。



- 3 -

2 全ての幼児に体験させたいこと

めぶきの1「外で遊ぶ」

いろいろな場所で、十分に体を動かして遊ぶ外遊びを体験させたい。



めぶきの2「友達とかかわる」

同年代の友達と触れ合い、喜びや悲しみを共にし、思いのぶつかり合いやそれを乗り越えて仲直りすることなど、かかわりを深める体験をさせたい。



めぶきの3「自然に触れる」

身近な自然と触れ合い、見たり、触れたり、においをかいだりして感じたことを通して、様々なものに興味・関心をもつ体験をさせたい。



めぶきの4「道具を使う」

遊びや生活の中でのお手伝いや作業などを通して、いろいろな材料や道具を使う体験をさせたい。



めぶきの5「食べる」

食べることに興味をもって家族や友達と楽しく食べる体験をさせたい。



※幼児に体験させたい内容は、本指針を推進しながら改訂していく予定です。

- 4 -

3 まえばし幼児教育充実指針めぶく ～幼児の育ち～と幼児教育センター(前橋市教育委員会)の支援

幼児教育センターでは、幼児教育に関する研修や就学支援など、本市の幼児教育を充実させるための様々な取組を進めています。その上に、本指針を活用して、次の2つの事業を推進します。

○実際に園・所に出向いて保育を支援する。

現場研修

○子育てについて親や地域の人等が話し合う。

子育て井戸端会議

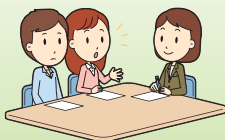
いずれも、幼児教育アドバイザーが応援します。

幼児教育アドバイザー

とは・・・

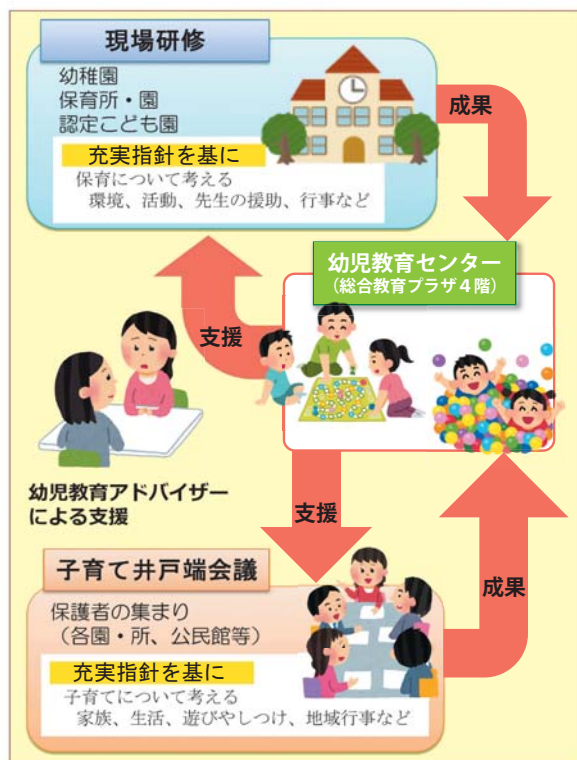
幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等に出向いて教育内容や指導方法、環境の改善等について支援を行ったり、保護者の相談や子育てのアドバイスを行ったりします。

本市の幼児教育アドバイザーは、幼稚園長・保育所長・小学校長経験者、臨床発達心理士、大学教授、子育てサークル主催者等です。



- 5 -

幼児教育センターの支援の流れ



- 6 -

4 内容

めぶきの1『外で遊ぶ』

戸外で思い切り体を動かして遊ぼう！

子どもの思い・願い

もっと、たくさん
遊びたい!!

保護者の気持ち

危なくないでしょうか？
熱中症やかぜが心配です。

でも…



こんな子になってほしい（めざす姿）

- 自分の体を自由に動かす
- 体を使って遊ぼうとする



※戸外の空気に触れ、開放感を味わいながら、全身を思い切り使って運動する楽しさを味わえるようにしましょう。例えば、近くの公園や園・所の園庭開放などを積極的に利用してみましょう。

- 7 -

★なぜ、外遊びなのでしょう？★

近年の子どもたちの生活の中では、運動できる状況をつくらないうちで十分に体を動かす体験や外遊びの体験をすることが難しいのが現状です。

外遊びの重要性については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」の中で、遊びを通して体を動かす心地よさを味わえる活動を推進することが大切であると示されています。また、「幼児期運動指針（文部科学省）」には、この時期の発達の特徴（下表）を踏まえ、多様な動きを身に付けられるような様々な遊びを十分な時間行うことが必要であると示されています。幼児が外遊びを体験できるよう、大人が状況づくりをすることが求められているのです。

時期	運動発達の特徴
3～4歳	未熟ながらも基本的な動きが一通りできるようになり、次第に自分の体の動きをコントロールしながら、身体感覚を高め、より巧みな動きを獲得することができるようになっていく。
4～5歳	基本的な動きが定着しはじめる。特に全身のバランスをとる能力が発達し、身近にある用具を使って操作するような動きも上手になっていく。
5～6歳	無駄な動きや力みなどの過剰な動きが少なくなり、動きが上手になっていく時期である。全身運動が滑らかで巧みになり、全力で走ったり、跳んだりすることに心地よさを感じるようになる。

「幼児期運動指針（文部科学省）」より

園・所の指導のポイント

- ・外気に触れ、体を十分に動かす気持ちよさを感じられるような雰囲気づくりが大切です。
- ・園児の興味や関心が戸外に向けられるよう、遊具や用具を配置したり、先生が戸外で楽しむ姿を見せたりしましょう。
- ・安全への配慮をしながら、自分の身は自分で守れるように危険回避をする力を育てましょう。

- 8 -

めぶきの2『友達とかかわる』

友達とじっくりかかわって遊ぼう！

子どもの思い・願い

友達と一緒に遊びたい。
でも、けんかすることもあるよ!!

保護者の気持ち

仲良く遊ばせるって難しい！
トラブルになったら
どうすればいいのでしょうか？

でも…



こんな子になってほしい（めざす姿）

- 人という喜びを感じ、
様々な思いのやりとりをする
- 友達とかかわりながら、
諦めずに物事に取り組む



※友達と親しみ、思いを巡らせ、支え合う体験をさせましょう。そのために、子どもなりのかかわり方を見守り、気持ちを表す姿を認めてあげましょう。

- 9 -

★なぜ、友達とかかわる体験が大切なのでしょう？★

幼児には同年代の子どもとかかわる体験が重要です。大人とのやりとりとは異なり、思い通りにいかないこともあります。しかし、周囲の大人に自分を認めて受け入れてもらうことで、安心感をもち、友達と共に活動する楽しさを味わうようになります。その中で、友達とぶつかったり、協力したりする体験などを通して、自己肯定感、自立心や協同性、規範意識などが育ちます。この時期の発達の特徴を踏まえ、子どもが、自分から周囲の人と十分にかかわれるようにすることが大切なのです。

時期	発達の特徴
2歳ごろ	生活や遊びの中で自分でしようとする意欲が高まっていくことや、自分の意思や欲求を言葉で表そうとすることなどにより、自我が育っていく。「自分で」「いや」と自己主張することが増える。
3歳ごろ	あいさつに関する言葉を使い始める。「なぜ、どうして」などの質問をする。場を共有して遊び、友達を真似たり、時に遊具の取り合いがあるが分け合ったり、順番に使ったりする。
4歳ごろ	様々なイメージを広げ、友達と共有しながら想像の世界の中でごっこ遊びを楽しむ。自分と他人の区別がつき、自分の気持ちを伝えたい思いと思いどおりに行かない不安や葛藤を経験することもある。仲間という喜びや楽しさを感じ、かわりが深まる。自分の主張をぶつけ合い受け入れてもらったり相手を受け入れたりする。
5歳ごろ	自分のことだけでなく人の役に立つことが嬉しく誇らしく感じられるようになる。大人の手伝いをしたり、年下の世話をしたりして相手の立場を気遣う。仲間と話し合いを繰り返して、ぶつかり合いがあってもすぐに大人に頼らず解決しようとする。
6歳ごろ	仲間の意思や仲間の中で適用する約束などが大事なものとなり、それを守ろうとする。友達の主張に耳を傾け、共感したり意見を言い合ったりするとともに自分の主張を一步譲って仲間と協調したり、意見を調整したりしながら仲間の合意を得る経験をする。

「参考：幼稚園教育要領、保育所保育指針」

園・所の指導のポイント

- ・先生との信頼関係に支えられ安定した気持ちで生活することで、自己を発揮しながら友達と一緒に過ごせるようにしましょう。
- ・幼児の主張のぶつかり合いや目的に向かう試行錯誤の過程を大切に、一人一人を認めた支援をしましょう。
- ・幼児の心に寄り添い、先生が共に行動しながら一人一人のよさが生かされる集団づくりをしましょう。

- 10 -

めぶきの3『自然に触れる』

身近な自然に触れて遊ぼう！

子どもの思い・願い

いろいろな草や花があるね。
虫やカエルをいっぱい
見つけたよ!!

保護者の気持ち

虫は気持ち悪いので苦手です。
自然に触れるには、どこで
何をしたらいいのでしょうか？

でも…



こんな子になってほしい（めざす姿）

- 自然に触れて大きさや不思議さなどを感じ、
好奇心や探究心をもつ
- 身近な動植物を命あるものとして
大切にかかわる

※生活の中で季節の変化を感じたり、身近な草花や
虫や小動物と触れ合ったりして、諸感覚を働かせ
られるようにしましょう。子どものつぶやきや発
見を受け入れる言葉をかけてあげましょう。



- 11 -

★なぜ、自然と触れ合う体験が大切なのでしょう？★

子どもたちの生活をみると、テレビを見たりゲームをし
たりする時間が多く、自然とかかわる時間が少ないように思わ
れます。また、子育てにかかわる大人自身の自然体験が少な
いために、子どもたちにどのような自然体験が必要なのかよ
く分からないという状況もあるのではないのでしょうか。自然
と触れ合う体験は、諸感覚を刺激し、感受性を育みます。ま
た、自然の中で遊ぶことで、「なぜ」「どうして」「どうす
ればよいか」などを自分で考えて実現させる力が働きます。子どもたち
が、周囲にある草や木、昆虫や鳥などの身近な自然に触れる体験が十分に
できるよう、大人が状況づくりをする必要があります。



国の調査や審議会では、次のようなことが示されています。

「子どもの頃の自然体験が多いほど、大人になってからの物事に対する意
欲・関心が高い人が多い」
「幼少期から小学校低学年の自然体験、動植物とのかかわり、友達との遊び等
の体験が、共生力、人間関係能力、規範意識、自尊感情などと関係している」

(国立青少年教育振興機構の調査)より

「自然体験や地域社会での生活が子ども達の社会を生き抜く力を養成する」

(文部科学省中央教育審議会答申)より

園・所の指導のポイント

- ・身近な事物や自然に幼児がもっとかかわりたいと思うように、園
庭、園舎内の環境を工夫しましょう。
- ・自然にかかわる幼児のつぶやきや感動を把握し、一人一人の興味・
関心や感じたこと考えたことに共感しましょう。
- ・植物の栽培や動物の世話などを通して、成長への探究心や命を大切
にする気持ちを育てましょう。

- 12 -

めぶきの4『道具を使う』

身近にある様々なものや道具を使おう！

子どもの思い・願い

紙を丸めたり、
空き箱を並べたり、
はさみで切ったり
するのって楽しい!!

保護者の気持ち

子どもが一人ではさみを
使うと危ないのでは？
何歳から使わせたら
いいのでしょうか？

でも…



こんな子になってほしい（めざす姿）

- 身近な道具に自分でかかわり、
試したり考えたりして探究する
- 感じたり考えたりしたことを
思いのままに工夫して作ってみる



※身近にある素材に触れて、物の特徴を感じたり、道具を使って物
を作ったり壊したりして遊べるように、発達に応じて環境を整え
ましょう。道具を使う機会をつくり、大人が使い方を示した上で
少し見守りながら使わせてみましょう。

- 13 -

★なぜ、道具を使って作る体験が大切なのでしょう？★

物を作る活動は、手先の技術の向上はもちろん、様々な素材とかかわる
ことで、物の特徴に気付いたり、想像力を発揮して物を作ったりする力につ
ながります。また、やってみようという気持ちが高まると、失敗しても何度も試すあきらめない態度や、
道具を使えることの自信にもつながります。

大人は、幼児の可能性を信じて、手を出し過ぎ
ずに見守る姿勢が大切です。



<身近な物の例>

紙、布、ビニール、段ボール、皮、木片、空き箱、紙皿、紙コップ、
スポンジ、ストロー、爪楊枝、発泡スチロール、紙テープ、空き缶、
瓶、ペットボトル、袋、筒、葉、花びら、枝、根、木の実、石、土、
砂・・・

<道具の例>

筆記用具、のり、セロハンテープ、はさみ、カッター、ナイフ、
包丁、まな板、皮むき器、栓抜き、缶切り、スプーン、フォーク、
箸、金槌、釘、のこぎり、筆、はけ、砂場道具、ペンキ、ニス、
ほうき、ちりとり、ぞうきん、ロープ、網・・・

園・所の指導のポイント

- ・一人一人の興味に応じて、身近な遊具や道具に繰り返しかかわり、
考えたり試したりして遊べるような環境を構成しましょう。
- ・友達と一緒に道具を使ったり、先生をモデルとして使い方を学んだ
りするなど、安全な道具の使い方を学べるようにしましょう。
- ・幼児の発達や時期に応じて、ふさわしい道具等を考えて準備しま
しょう。

- 14 -

めぶきの5『食べる』

いろいろなものをしっかり食べよう！

子どもの思い・願い

ご飯より、お菓子が
食べたいな!!
みんなで食べると楽しい

保護者の気持ち

嫌いなものを
食べさせるのは難しい。
毎食、家族そろって
食べるのは難しい。

でも…

こんな子になってほしい（めざす姿）

- おなかをすかせて、栄養バランスのよい食べ物や
様々な食材をよくかんで食べる
- 誰かと一緒に食事することを楽しみ、
必要な基本的習慣やマナーを身に
付ける

※健康な心と体を育てるためには、進んで食べようとする気持ちを
育て、望ましい食習慣が身に付くよう「食」の体験を充実させま
しょう。そのために、食事も含めた生活全体のリズムを整えるよ
うに早寝、早起きや運動量などを見直してみましょう。

- 15 -

★なぜ、望ましい食習慣が大切なのでしょうか？★

社会生活が変化するとともに食生活も変化してきました。その結果、朝
食を食べない、夕食が夜遅い等の生活習慣の乱れ、肥満や痩せ、生活習慣病
などの問題が生じる等、「食」が国民的課題となっています。中でも次世代
を担う子どもたちが、生涯にわたり自分の健康を管理し、食生活を営んでい
く力を幼い時から育てておくことが重要です。

国が策定した「食育推進基本計画（平成18年～）」では、子どもの「共
食」の機会の大切さや食に関する体験活動の充実、多様な暮らしに対応し
た食育の推進が示されています。また厚生労働省では子
どもの食育に関するガイドを出しています。以下は、そ
こで示された学童期前までに育てたい「食べる力」で
す。この時期の食べる体験が将来につながっていくこと
を踏まえ、大人が状況を整える必要があります。



食事のリズムがもてる	おなかがすくリズム→1日3回の食事や間食のリズム
食事を味わって食べる	いろいろな食品に親しむ 見て触って自分で食べようとする量を調節する
一緒に食べたい人がいる	家族と一緒に食べることを楽しむ 仲間と一緒に食べることを楽しむ
食事作りや準備にかかわる	栽培、収穫、調理を通して食べ物に触れる 食べて生きていることを実感する
食生活や健康に主体的にかかわる	食べ物のことを話題にする

「参考：楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」厚生労働省より

園・所の指導のポイント

- ・食べることを楽しめるよう、楽しい雰囲気にするなど食事の場の環
境を工夫しましょう。
- ・食べようとする気持ちが育つよう、野菜の栽培や地域の人との調理
交流等を行い、食べ物への興味・関心を高めるようにしましょう。
- ・衛生面やアレルギー等への配慮をし、一人一人の状況に応じた援助
をしましょう。

- 16 -

5 活用にあたって

幼児期に体験させたいことについて、なぜ
大切なのか、どのように体験させたらよいか
等を様々なメンバーや場面で自分のこととし
て考え、話し合うことが大切です。



○ 保護者の方へ

子どもが初めて触れる社会が家庭です。子どもが、大好きな
家族と過ごす大切な毎日を、未来につながる体験をする機会と
捉え、幼児期に体験させておきたいことを本冊子を基に
考えましょう。

○ 地域の方・関係団体の方へ

子どもの生活は家庭を基盤としながら、成長と共に地域に広
がっていきます。地域の子どもは地域で育てるという意識で、
子どもたちにどのような経験が必要か、子育て中の保護者をど
のように支援すればよいかなどを考えましょう。

○ 保育・教育関係施設の方へ

保育・教育関係施設は、子どもたちが安心して過ごすこと
のできる場です。幼児期にふさわしい教育を充実させ、小学校及
びその後の育ちや学びにつながる体験ができるように考えま
しょう。

- 17 -

活用の機会

～子育て井戸端会議や現場研修を行うには～

本冊子を活用した話し合いは、園・所だけでなく様々な場や機会
に行うことができます。

- ・保護者の方が中心になる場合は、幼稚園、保育所（園）、認
定こども園の学級懇談やPTA活動の研修として、また子育て
サークルの集まり等で実施できます。
- ・地域の方が中心になる場合は、地域の自治会や育成会活動、
ボランティア活動等の中で実施することができます。
- ・保育・教育関係施設の方が中心になる場合は、職員研修や学
年会、複数の園所が集まった研修等で実施できます。

◆ 子育て井戸端会議や現場研修について、ご不明な点は
幼児教育センター（tel.027-210-1221）へ
お問い合わせください。



- 18 -

保護者や地域での活用

○話し合いの展開例 A 「話し合い用シート」を使って進めてみましょう

- 1 話し合いのテーマを決める。
- 2 子どもに体験させるにあたり、心配な点を出す。
または、幼いころを思い出して各自の体験を交換し合う。
- 3 今の子どもたちの状況と、体験させたいことや子育てへの思いを話し合う。
- 4 大人の役目について、自分の立場でしたいこと、できることを話し合う。

○話し合いの展開例 B グループに分かれて話し合いを進めてみましょう

- 1 幼児教育アドバイザーから話題提供する。
- 2 話題提供にかかわる各自のエピソードを紹介する。
- 3 話題提供の内容について感じたことを出し合う。
- 4 今後どうしていきたいかを考える。
- 5 話し合った内容を共有する。
- 6 幼児教育アドバイザーがまとめる。
- 7 各自で振り返る。



※個人情報にかかわることは、気を付けて話してください。

園・所での活用

○現場研修を進めましょう。 ～本冊子を生かしたテーマで保育を考える～

- 1 めぶきの1～5について職員各自の思いや願いを出し合う。
➡ 参考資料【話し合い用シート】
- 2 めぶきの1～5が、園・所の環境や教育計画でどのように実現されているか考える。
➡ 参考資料【研修用シート】
- 3 めぶきの1～5が、自分の保育でどのように実現されているか考える。保育記録やエピソードをもとに協議する。
➡ 参考資料【研修用シート】

○本冊子と国の要領や指針とのかかわりを明らかにし、保育を見直しましょう。

- 1 めぶきの1～5が、国の要領や指針の中でどのように記述されているか読み合わせる。
- 2 1で明らかになったことを基に、保育を振り返ったり見直したりする。

〈国の要領や指針〉

「幼保連携型 認定こども園教育保育要領」
「幼稚園教育要領」
「保育所保育指針」

参考資料【話し合い用シート】

みんなで考えよう

自分の幼い頃を思い出して

今の子どもたちは？

体験させたいこと

どうして？



大人の役目

参考資料【研修用シート】

【エピソードから考えよう】

保育のある場面から

そのときの保育者の思い・意図

子どもにとって大切な環境や援助

今後に向けて

教育委員会議案第 8 号

前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営
に関する規則の改正について

前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する
規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐 藤 博 之

前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成29年3月 日

前橋市教育委員会
委員長 村 山 昌 暢

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(前橋市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 前橋市教育委員会公印規則(昭和44年前橋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 前橋市学校給食共同調理場長印の項中「7」を「6」に改める。

(前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第2条 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則(昭和42年前橋市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表前橋市学校給食東部共同調理場の項中

「	前橋市立滝窪小学校 前橋市立滝窪小学校金丸分校 前橋市立大胡東小学校 前橋市立木瀬中学校	」	を
---	---	---	---

「	前橋市立大胡東小学校 前橋市立粕川小学校	」	に、
---	-------------------------	---	----

「	前橋市立大胡中学校	」	を
---	-----------	---	---

「	前橋市立大胡中学校 前橋市立粕川中学校	」	に改め、同表前橋市学校給食
---	------------------------	---	---------------

南部共同調理場の項中

「 前橋市立広瀬中学校

」を

「 前橋市立広瀬中学校
前橋市立木瀬中学校

」に改め、同表前橋市学校給食

北部共同調理場の項中

「 前橋市立まえばし幼稚園
前橋市立おおご幼稚園

」を

「 前橋市立まえばし幼稚園

」に改め、同表前橋市学校給食

宮城共同調理場の項中

「 前橋市立宮城小学校
前橋市立宮城中学校

」を

「 前橋市立滝窪小学校
前橋市立滝窪小学校金丸分校
前橋市立宮城小学校
前橋市立月田小学校
前橋市立宮城中学校
前橋市立おおご幼稚園

」に改め、同表前橋市学校給食

粕川共同調理場の項を削る。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

前橋市教育委員会公印規則及び前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営
に関する規則の改正について（議案第 8 号）

総務課

1 改正の理由

前橋市学校給食粕川共同調理場の廃止等に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 前橋市学校給食共同調理場長印の個数を 7 から 6 とする。
- (2) 前橋市学校給食粕川共同調理場の廃止に伴い、次のとおり受配校の再編成を行う。

学 校 名	再 編 前	再 編 後
前橋市立粕川小学校	前橋市学校給食 粕川共同調理場	前橋市学校給食 東部共同調理場
前橋市立月田小学校		前橋市学校給食 宮城共同調理場
前橋市立粕川中学校		前橋市学校給食 東部共同調理場
前橋市立滝窪小学校	前橋市学校給食 東部共同調理場	前橋市学校給食 宮城共同調理場
前橋市立滝窪小学校金丸分校		前橋市学校給食 宮城共同調理場
前橋市立木瀬中学校		前橋市学校給食 南部共同調理場
前橋市立おおご幼稚園	前橋市学校給食 北部共同調理場	前橋市学校給食 宮城共同調理場

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

前橋市教育委員会公印規則新旧対照表(第1条関係)

改 正 案							現 行						
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)						
種類、名称	個数	ひな形 番号	寸法 (ミリメ ートル)	書体	使用 区分	保管責 任者	種類、名称	個数	ひな形 番号	寸法 (ミリメ ートル)	書体	使用 区分	保管責 任者
省略							省略						
前橋市学校給食 共同調理場長印	6	省略					前橋市学校給食 共同調理場長印	7	省略				
省略							省略						

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則新旧対照表(第2条関係)

改 正 案		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
共同調理場	対象校	共同調理場	対象校
前橋市学校給食東部共同調理場	前橋市立桂萱東小学校	前橋市学校給食東部共同調理場	前橋市立桂萱東小学校
	前橋市立永明小学校		前橋市立永明小学校
	前橋市立駒形小学校		前橋市立駒形小学校
	前橋市立荒子小学校		前橋市立荒子小学校
	前橋市立大室小学校		前橋市立大室小学校
	前橋市立二之宮小学校		前橋市立二之宮小学校
	前橋市立筑井小学校		前橋市立筑井小学校
	前橋市立大胡小学校		前橋市立大胡小学校
	前橋市立大胡東小学校		前橋市立滝窪小学校
	前橋市立粕川小学校		前橋市立滝窪小学校金丸分校
	前橋市立荒砥中学校		前橋市立大胡東小学校
	前橋市立大胡中学校		前橋市立木瀬中学校
	前橋市立粕川中学校		前橋市立荒砥中学校
	前橋市立前橋特別支援学校		前橋市立大胡中学校
省略		省略	
前橋市学校給食南部共同調理場	前橋市立桃井小学校	前橋市学校給食南部共同調理場	前橋市立桃井小学校
	前橋市立中川小学校		前橋市立中川小学校
	前橋市立城南小学校		前橋市立城南小学校
	前橋市立城東小学校		前橋市立城東小学校
	前橋市立天川小学校		前橋市立天川小学校
	前橋市立広瀬小学校		前橋市立広瀬小学校
	前橋市立山王小学校		前橋市立山王小学校
	前橋市立わかば小学校		前橋市立わかば小学校
	前橋市立上川淵小学校		前橋市立上川淵小学校
	前橋市立下川淵小学校		前橋市立下川淵小学校
	前橋市立桃瀬小学校		前橋市立桃瀬小学校
	前橋市立第一中学校		前橋市立第一中学校
	前橋市立第五中学校		前橋市立第五中学校
	前橋市立第七中学校		前橋市立第七中学校
	前橋市立春日中学校		前橋市立春日中学校
	前橋市立広瀬中学校		前橋市立広瀬中学校
	前橋市立木瀬中学校		前橋市立木瀬中学校
前橋市学校給食北部共同調理場	前橋市立敷島小学校	前橋市学校給食北部共同調理場	前橋市立敷島小学校
	前橋市立若宮小学校		前橋市立若宮小学校
	前橋市立岩神小学校		前橋市立岩神小学校
	前橋市立桂萱小学校		前橋市立桂萱小学校
	前橋市立桃木小学校		前橋市立桃木小学校

	前橋市立芳賀小学校 前橋市立細井小学校 前橋市立桃川小学校 前橋市立荒牧小学校 前橋市立みづき中学校 前橋市立第三中学校 前橋市立桂萱中学校 前橋市立芳賀中学校 前橋市立南橋中学校 前橋市立鎌倉中学校 前橋市立まえばし幼稚園		前橋市立芳賀小学校 前橋市立細井小学校 前橋市立桃川小学校 前橋市立荒牧小学校 前橋市立みづき中学校 前橋市立第三中学校 前橋市立桂萱中学校 前橋市立芳賀中学校 前橋市立南橋中学校 前橋市立鎌倉中学校 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立おおご幼稚園
前橋市学校給食宮城共同調理場	前橋市立滝窪小学校 前橋市立滝窪小学校金丸分校 前橋市立宮城小学校 前橋市立月田小学校 前橋市立宮城中学校 前橋市立おおご幼稚園 前橋市立宮城幼稚園	前橋市学校給食宮城共同調理場	前橋市立宮城小学校 前橋市立宮城中学校 前橋市立宮城幼稚園
前橋市学校給食粕川共同調理場		前橋市学校給食粕川共同調理場	前橋市立粕川小学校 前橋市立月田小学校 前橋市立粕川中学校
省略		省略	

教育委員会議案第 9 号

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐 藤 博 之

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成 29 年 3 月 日

前橋市教育委員会

委員長 村 山 昌 暢

前橋市教育委員会規則第 号

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の一部を
改正する規則

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則（昭和 45 年前橋市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表言語障害者通級指導教室の項中

「

前橋市立荒子小学校

」を「

前橋市立荒子小学校
前橋市立広瀬小学校

」に改め、同表発達障

害（LD、ADHD 等）通級指導教室の項中

「

前橋市立桃木小学校

」を「

前橋市立桃木小学校
前橋市立桃川小学校

」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則の改正について（議案第9号）

学校教育課

1 改正の理由

言語障害及び発達障害に係る児童・生徒の増加に対応するため、言語障害者通級指導教室及び発達障害（LD、ADHD等）通級指導教室を増設する。

2 内容

言語障害者通級指導教室を広瀬小学校に、発達障害（LD、ADHD等）通級指導教室を桃川小学校に設置する。

3 施行期日

平成29年4月1日

弱視者等のための特別支援学級等の設置及び運営に関する規則新旧対照表

改 正 案		現 行	
(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条 第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条 第2項第4号から第6号までの規定に基づき、特別支援学級等を次のとおり設置する。	
種別	設置学校	種別	設置学校
省略		省略	
言語障害者通級指導教室	省略	言語障害者通級指導教室	省略
	前橋市立荒子小学校		前橋市立荒子小学校
	前橋市立広瀬小学校		
省略		省略	
発達障害(LD、ADHD等)通級指導教室	省略	発達障害(LD、ADHD等)通級指導教室	省略
	前橋市立桃木小学校		前橋市立桃木小学校
	前橋市立桃川小学校		

前橋市の通級指導教室

言語通級指導教室の設置状況



情緒通級指導教室の設置状況



LD・ADHD等通級指導教室の
設置状況



情緒通級（指導者 2 人）

心理的な要因による選択制緘黙
対人関係形成等
桃井②

言語通級（指導者 9 人）

器質的・機能的構音障害、吃音
言語発達遅滞
桃井④、桃瀬③、石井①、荒子①

LD 等通級（指導者 9 人）

LD、ADHD、自閉症スペクトラム
天川小①、大胡東小①、元総社小①
岩神小①、芳賀小①、広瀬小①
桃木小①
第三中①、粕川中①

教育委員会議案第 1 0 号

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の改正について

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 9 年 3 月 1 5 日提出

前橋市教育委員会

教育長 佐 藤 博 之

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成 29 年 3 月 日

前橋市教育委員会

委員長 村 山 昌 暢

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 15 年前橋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「（あて先）前橋市教育委員会委員長」を「（宛先）前橋市教育委員会教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

前橋市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の改正について（議案第10号）

学校教育課

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 内容

教育長の教育委員会における位置付けが変わることに伴い、規定を整備する。

3 施行期日

平成29年4月1日

（表）

公務災害補償認定請求書				
年 月 日				
(宛先) 前橋市教育委員会教育長 (あて先) 前橋市教育委員会委員長				
請求者 住所				
氏名 印				
次の災害については、公務に基づくものであることの認定を請求します。				
記				
所 属 学 校	前橋市立			
被 災 学 校 医 名	職名		氏名	男 ☐ 女 ☐ 年 月 日生 (満 歳)
	採用年月日 年 月 日			
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ			
災 害 発 生 場 所				
傷 病 名				
疾 病 の 部 位 及びその程度				
疾 病 の 経 過	☐ 治療中		休業日数の 見込み	約 日
	☐ 死亡 (月 日)			
補 償 を 受けるべき者	氏名		被災学校医 等との続柄 又は関係	
	住所			
災害が第三者の行為による場合				
第 三 者	氏名		職業その他 参考になる 事項	
	住所			
損 害 賠 償	☐ 有 ☐ 無			

(裏)

(事案の概要)			
(災害発生の状況とその原因)			
(公務により生じたと認める理由)			
添付書類			
※受理年月日		年 月 日	※認定年月日 年 月 日
※通知年月日		年 月 日	

(注意事項)

- 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「災害発生の状況とその原因」の欄には、詳細を記入すること。
- 3 この報告書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 医師の診断書、災害現認書、警察署長が発行する交通事故証明等災害が公務上のものであるか認定するために参考となる事項を記載した書類
 - (2) 災害が第三者の行為によって生じたものである場合にはその事実、更に当該第三者からの損害賠償を受けたときは、その事実及び内容を記載した報告書

教育委員会議案第 11 号

教育財産（土地及び建物）の用途廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき管理している教育財産（土地及び建物）について、次のとおり用途を廃止しようとする。

平成 29 年 3 月 15 日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

1 対象物件（別紙のとおり）

(1) 大胡幼稚園（前橋市河原浜町 641 番地）

土地 前橋市河原浜町 641 番 1 ほか 5 筆 6,007.14 m²

建物 幼稚園 3 施設 1,406.00 m²

(2) 赤城山分校（前橋市富士見町赤城山 33 番地）

建物 校舎ほか 1 施設 933.00 m²

2 用途廃止の理由

平成 28 年度末をもって廃止するため

3 用途廃止後の措置

(1) 大胡幼稚園

幼稚園の一部は、平成 29 年度中に解体工事を行う。

(2) 赤城山分校

校舎及び倉庫は、平成 29 年度中に解体工事を行う。

4 位置図

別紙のとおり

用途廃止対象物件明細

1 大胡幼稚園（前橋市河原浜町6 4 1 番地）

(1) 土地

前橋市河原浜町6 4 1 番1	宅地	5 5 6 9 . 1 4 m ²
前橋市河原浜町6 4 1 番2	山林	1 2 1 . 0 0 m ²
前橋市河原浜町6 4 1 番3	公衆用道路	1 7 2 . 0 0 m ²
前橋市河原浜町6 4 1 番4	公衆用道路	3 1 . 0 0 m ²
前橋市河原浜町6 4 4 番1	原野	8 3 . 0 0 m ²
前橋市河原浜町6 4 4 番3	原野	3 1 . 0 0 m ²
合計		6 0 0 7 . 1 4 m ²

(2) 建物

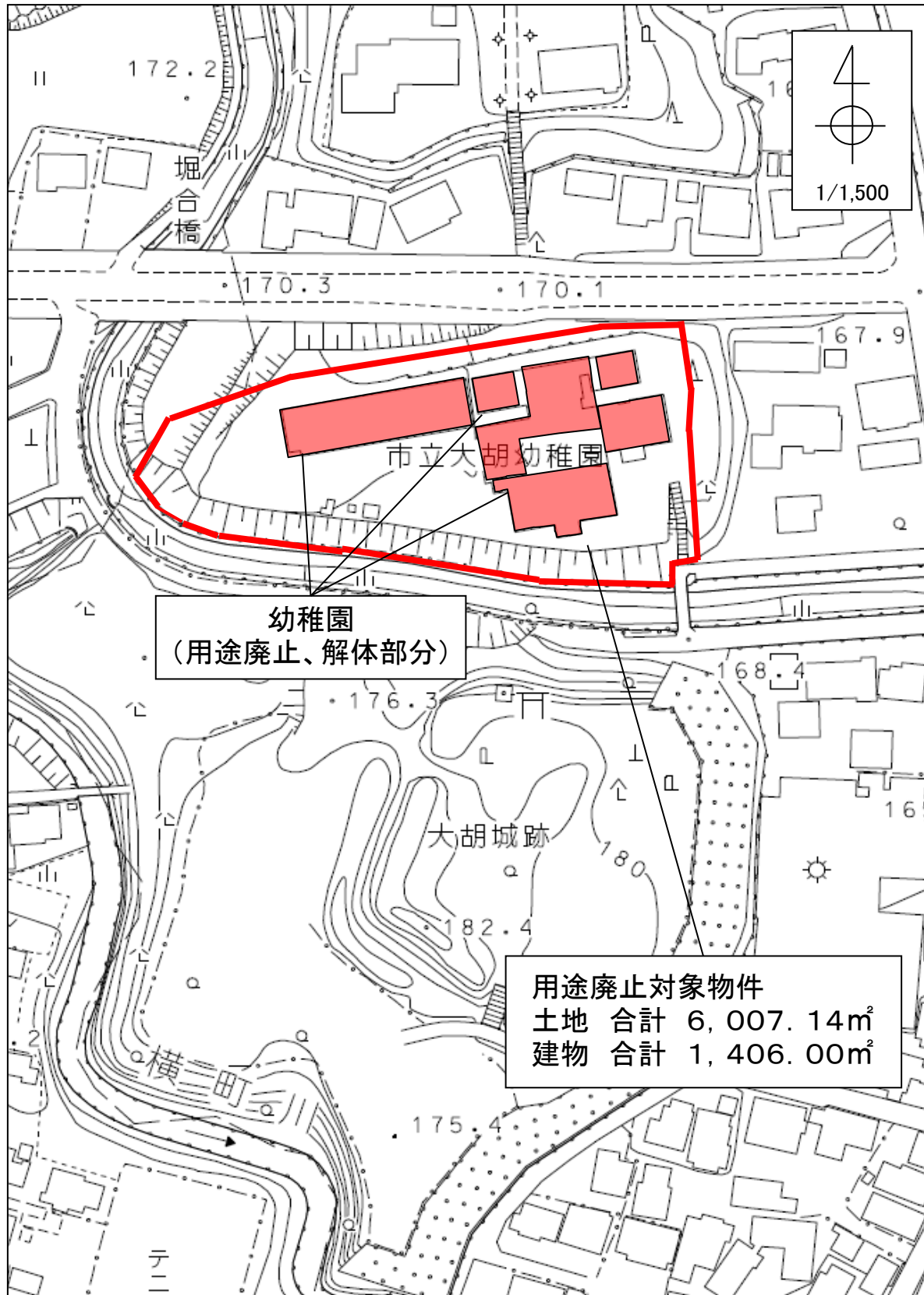
幼稚園	鉄筋コンクリート造2階建	7 2 0 . 0 0 m ²
幼稚園	鉄筋コンクリート造1階建	6 3 0 . 0 0 m ²
幼稚園	簡易耐火1階建	5 6 . 0 0 m ²
合計		1 4 0 6 . 0 0 m ²

2 赤城山分校（前橋市富士見町赤城山3 3 番地）

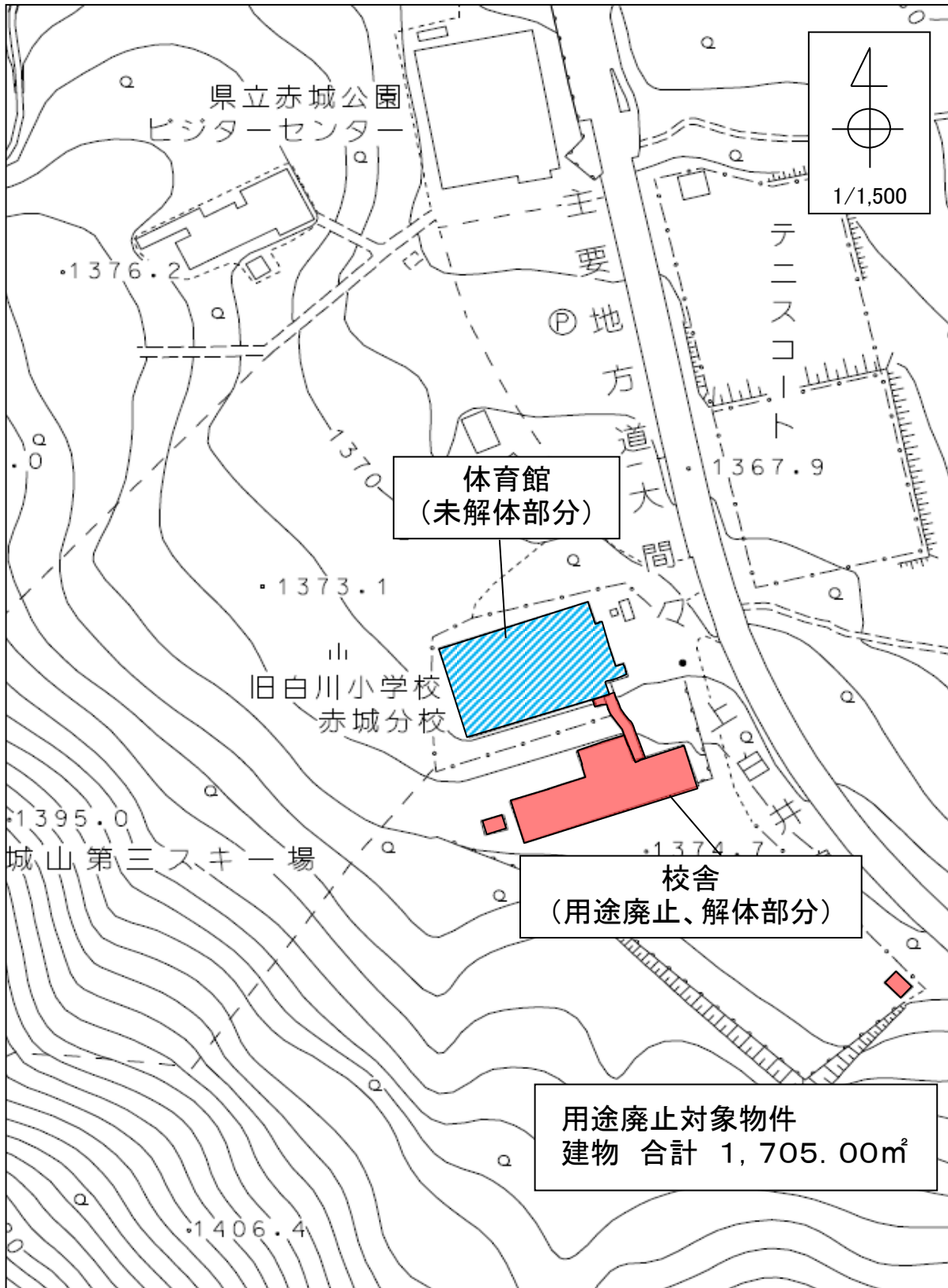
(1) 建物

校舎	鉄筋コンクリート造2階建	8 9 5 . 0 0 m ²
倉庫	鉄骨造1階建	3 8 . 0 0 m ²
合計		9 3 3 . 0 0 m ²

位置図
(大胡幼稚園)



位置図
(赤城山分校)



教育委員会議案第 12 号

前橋市指定文化財の一部指定解除について

前橋市文化財保護条例（昭和 38 年前橋市条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、
前橋市指定文化財を一部指定解除しようとする。

平成 29 年 3 月 15 日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

- 1 一部指定解除しようとする物件
前橋市指定重要文化財 臨江閣別館付棟札及び渡廊下 のうち棟札
- 2 所在場所
前橋市大手町三丁目 15
- 3 指定年月日
昭和 61 年 6 月 6 日
- 4 所有者
前橋市
- 5 理由
亡失による滅失
- 6 指定種別
建造物
- 7 一部指定解除後の名称
前橋市指定重要文化財 臨江閣別館及び渡廊下
- 8 一部指定解除年月日
告示の日

教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	土				
2	日				
3	月	教育委員会4月臨時会	16:30	11階南会議室	総務課
4	火				
5	水				
6	木				
7	金	小・中・特別支援学校新任式・始業式・入学式	中学校:午前 小学校:午後	各学校	学校教育課
		わかば小学校開校式	9:00～9:45	わかば小	学校教育課
8	土				
9	日				
10	月	明寿大学入学式	10:00～10:40	中央公民館3階ホール	生涯学習課
		前橋高等学校始業式・入学式	入学式13:00	前橋高等学校	前橋高等学校
11	火				
12	水				
13	木				
14	金	前橋市地区婦人会連絡協議会総会	10:00～	中央公民館 501・502学習室	生涯学習課
15	土	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	日				
17	月	教育委員会4月定例会	11:00	11階南会議室	総務課
18	火				
19	水				
20	木				
21	金				
22	土	第39回前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～16:00	桂萱公民館	文化財保護課
23	日				
24	月				
25	火				
26	水	前橋ボランティア連絡会総会	9:30～	中央公民館501・502学 習室	生涯学習課
		おおご幼稚園開園式	11:00～11:30	おおご幼稚園	総合教育プラザ
27	木				
28	金				
29	土	前橋高等学校 学校公開・PTA総会		前橋高等学校	前橋高等学校
30	日				

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	月				
2	火				
3	水	「こども春まつり」(3～6日)	9:00～16:30	児童文化センター	青少年課
		こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	木	こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	金	こども図書館員(図書館員体験 市内小学生10人公募)	10:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00、14:00	こども図書館	図書館
6	土				
7	日				
8	月	前橋市教職員全体研修会	13:00	ベイシア文化ホール	総合教育プラザ
9	火	市P連広報研修会	10:00-12:00	総合福祉会館	学校教育課
10	水				
11	木				
12	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
13	土	市制施行125周年記念講演会	9:30	ヤマダグリーンドーム前橋	生涯学習課
14	日				
15	月	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	火				
17	水	教育委員会5月定例会(予定)	15:00	11階南会議室	総務課
		前橋市教育支援委員会 第1回全体会	13:30	総合教育プラザ63研修室	総合教育プラザ
18	木	生涯学習奨励員連絡協議会総会	(未定)	中央公民館3階ホール	生涯学習課
		保幼小連携地区ブロック全体会	15:00	総合福祉会館	総合教育プラザ
19	金				
20	土				
21	日				
22	月	群馬県公民館連合会総会及び研修会	13:00～	中央公民館3階ホール	生涯学習課
23	火				
24	水				
25	木				
26	金	市P連定期総会・懇親会	16:00-20:00	前橋テルサ	学校教育課
27	土				
28	日				
29	月				
30	火				
31	水				

前橋市公民館運営審議会第3回委員会開催結果について

日 時	平成29年2月22日(水)午後1:30～3:00
場 所	中央公民館 501・502学習室
出 席 者	○委員 13人 依田委員長、藤村副委員長、黒崎委員、大井委員、阿部委員、金井委員、鈴木委員、萩原委員、井熊委員、松本委員、田子委員、井上委員、田口委員(欠席2人 永井委員、野口委員) ○事務局 19人 小崎生涯学習課長、栗木副参事、岩瀬補佐、萩原副主幹、各地区公民館長(12人)、佐藤中央公民館長、橋本副主幹、富川主事
議 題	1 議 事 (1)平成 26・27 年度前橋市公民館運営審議会研究報告書(案)について 研究課題:既存の公民館事業や運営等の改善について (2) 「子どもの頃から親しむ公民館づくり」について (3) その他・・・中央公民館のコミュニティデザインについて
結果概要	(1) 平成 26・27 年度前橋市公民館運営審議会研究報告書(案)については、案のとおり承認された。 (2) 「子どもの頃から親しむ公民館づくり」に関して、各委員から提案のあった講座学習の具体的アイデアを基に、講座のねらいや多面的・多角的な視点を加えた講座企画の必要性等について意見交換し、今後さらに協議を進めることとした。 (3) その他として、事務局から①地域特性や地域資源 ②将来像 ③それを実現するための取組・方法などをイメージした「中央公民館のコミュニティデザイン」の案について概要説明を行った。これに関して委員から意見や提案がある場合は、随時事務局へ申し出ることとした。
主な意見等	(1)平成 26・27 年度前橋市公民館運営審議会研究報告書(案)について 若者の公民館利用を促すには、もっと施設や講座の自由度を高めていく必要がある。そういった点についても報告書を基に、各公民館での取り組みを今後検討してほしい。 (2) 「子どもの頃から親しむ公民館づくり」について ① 防災講座を行うにしても、避難訓練のみで終わりにせず、トイレや寝る場所がない、食事はどうするのかということを自分達で考え、克服していくような体験活動を組み合わせることで、ストーリーができ、講座学習が多面性を持ち、事業に厚みが出る。 ② 子どもだけでは公民館に来ない。親がいいと思う事業を行うことが重要である。地域の方に見守られているという体験が、公民館へ足を運ぶきっかけとなる。また、子どもたちに講座を企画させるのも良い。 ③ 母親講座では0歳から就学時までの子どもとその母親が参加し、親も子も公民館デビューを果たす。0歳でも託児などで公民館を身近に感じることができ、母親同士の交流の場ともなるため、子育て支援は重要である。

平成 29 年度 前橋市中学生海外研修事業 募集要項

1 目 的

異文化との交流や生活体験を通して語学力の向上を図るとともに、国際感覚を身につけた青少年を育成することを目的として、中学生の海外派遣研修を行うものとする。

2 主 催 前橋市教育委員会

3 実施期間 平成 29 年 8 月 4 日（金）～8 月 18 日（金） 15 日間

4 研 修 地 オーストラリア ニューサウスウェールズ州 シドニー

5 研修内容 ホームステイ、現地生徒との文化・スポーツ交流、現地授業への参加 英語研修（現地講師による授業）、市内見学 等

6 募集方法 公募

7 募集人数 中学校 2・3 年生 40 人

- ・40 人のうち、市内中学校（市立中学校 21 校、群馬大学教育学部附属中学校、共愛学園中学校）から原則として各 1 人、合計 23 人を選考する。
- ・その他の 17 人については、市内中学校に県立中央中等教育学校の生徒を含めた中から選考するが、17 人のうち各校の上限を 2 人とする。
- ・2 年生、3 年生の人数枠は設けない。
- ・原則として男女それぞれ少なくとも 10 人を目安とする。

8 参加資格（次の条件をすべて満たす者）

- (1) 本人及び保護者とも市内在住で、市内中学校及び県立中央中等教育学校に通う 2・3 年生の生徒
- (2) 原則として、事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できる者
※本要項「11 研修予定」参照
- (3) 帰国後、派遣体験を活かして、国際交流事業に積極的に取り組める者
- (4) 海外での研修及びホームステイに適応する能力及び意欲を有する者
- (5) 本人が派遣への参加を希望し、かつ、保護者が承諾した者
- (6) 基礎的な英会話能力を有し、かつ、英会話に興味をもつ者
- (7) 校内において積極性・協調性をもって活動している者
- (8) 心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられる者
- (9) 生徒の学校生活での健康上の配慮のために、保護者が「学校生活指導管理表」又はそれに準ずるものを在籍校へ提出している場合は、前橋市教育委員会がその写しを在籍校校長から取り寄せることに同意できる者。

※上記 (1) ～ (9) を満たす場合でも、長期間の海外生活経験者（満 7 歳を迎える年度の 4 月以降に、通算して 6 ヶ月以上の海外生活を経験した者）、国又は地方公共団体が行った同種の事業に参加したことがある者及び本事業に参加したことがある者は参加資格がない者として扱う。

9 派遣者の決定

選考方法は、申込のあった者のうちから前橋市教育委員会で実施する選考審査を経て教育長が決定する。なお、アレルギー体質等への特別な配慮が必要な参加者で、ホームステイ先での対応が難しい場合は、決定を取り消すことがある。

10 参加負担金

(1) 渡航費及び研修に要する費用のうち、16万円を参加負担金とする。ただし、次の場合には参加負担金を免除することができる。※派遣者として決定後に相談に応じる。

- ・就学援助制度（要保護・準要保護）適用家庭である場合
- ・就学援助制度の適用を受ける家庭状況に相当すると認められた場合
- ・教育長が特に必要と認める場合

※ただし、パスポート取得のための費用は参加者の個人負担とする。

(2) 負担金は7月26日までに一括納付するものとする。

(3) 本研修期間中に生じた傷病、損害については主催者が一括して加入する海外旅行保険で対応するが、保険対象外の傷病、損害については参加者の個人負担とする。

11 研修予定

- ＜事前研修＞ 6月 3日（土）結団式（保護者同席 午前のみ） 第1回事前研修
7月 1日（土）第2回事前研修
7月23日（日）「English Village MAEBASHI」での任意研修
※希望者の受講料（3,000円程度）は研修生負担
7月24日（月）第3回事前研修
7月30日（日）第4回事前研修 最終打合せ（保護者同席 午後のみ）
＜本 研 修＞ 8月 4日（金）～8月18日（金）
＜事後研修＞ 11月18日（土）・19日（日）事後研修・体験発表会
（まえばし学校フェスタ2017）
※その他、校内や地域における体験発表、国際交流事業への参加等

12 参加申込

- 青少年課から各学校へ書類配付 ※3月6日（月）配付
- 校内で参加希望者に書類配付
- 参加希望者は「申込書」「誓約書」「個人カード」「健康状態確認書」を各学校へ提出
※校内での申込〆切・提出方法は各学校で定める。
- 各学校で書類（申込書・誓約書・個人カード・健康状態確認書
・学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの写し）
をまとめ、青少年課へ提出 ※提出期限 4月13日（木）

13 選考方法

【第1次選考】※申込者全員

平成29年4月25日（火）14:00～ 前橋市総合福祉会館

（内容）日本語作文、英語テスト、1分間自己PR（日本語によるスピーチ）

【第2次選考】※第1次選考合格者のみ

平成29年5月17日（水）13:00～17:00 前橋市総合福祉会館

※集合時刻は第1次選考合格者ごとに通知

（内容）日本語面接、英語面接

14 問合せ先

前橋市教育委員会 青少年課 （市役所10階）
前橋市大手町2-12-1 電話：898-5872（直通）

平成29年度 前橋市中学生海外研修事業 研修予定

月	日	曜日	内容	会場
3	6	月	募集要項配付（使送便等）	
4	13	木	申込み（青少年課への提出〆切）	
	25	火	第1次選考会 （採点・結果通知）	総合福祉会館 （前橋市日吉町2-17-10）
5	17	水	第2次選考会 （研修生決定）	総合福祉会館
6	3	土	午前 結団式（保護者同席） 午後 第1回事前研修会	児童文化センター （前橋市西片貝町5-8）
7	1	土	第2回事前研修	児童文化センター
	23	日	English Village MAEBASHIでの研修 （希望者のみ 別途 研修費3,000円）	English Village MAEBASHI （前橋市嶺町1409-2）
	24	月	第3回事前研修	児童文化センター
	30	日	午前 第4回事前研修 午後 最終打合せ（保護者同席）	総合福祉会館
8	4	金	出発式	児童文化センター
	18	金	到着式	児童文化センター
9			研修報告書作成 体験発表資料作成	
11	18・19	土・日	体験発表会 （まえばし学校フェスタ）	前橋プラザ元気21 （前橋市本町2-12-1）
12			研修の評価	

《事前研修の予定》

第1回	6月3日	前年度の研修確認 班・係の決定 ファミリーへの手紙作成 各自の研修テーマの決定
第2回	7月1日	自己紹介英文の作成 見学地調べ オーストラリアの自然や動物調べ 留学生との交流 先輩の体験発表 合唱練習 出し物の決定
任意 研修	7月23日	入国審査・レストラン・ショッピング・ホームステイ等の場面を想定して 外国人講師による英会話レッスン（希望者のみ）
第3回	7月24日	英会話練習 英語あいさつ練習 オーストラリアのマナー学習 前橋や日本の文化についての学習 プラネタリウム観賞「南半球の星空」 合唱練習 だんべえ踊り・出し物練習 ホームステイでの注意事項確認
第4回	7月30日	全体リハーサル（出発式・到着式、歓迎朝礼、フェアウェルパーティー） 諸連絡及び渡航に関する最終確認

※その他、研修生は校内や地区内での報告会や前橋市国際交流協会主催の行事に参加・協力します。

平成29年度 前橋市中学生海外研修事業 本研修予定

日	曜日	主な研修内容	宿泊
8/4	金	・前橋出発式（児童文化センター） ・日本出国	機内
5	土	・オーストラリア入国 ・現地校到着 ・ホストファミリー対面（ホストファミリーと過ごす）	ホームステイ
6	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
7	月	・英語研修 ・バディとの対面 ・現地校歓迎式 等	ホームステイ
8	火	・小学校訪問	ホームステイ
9	水	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
10	木	・市内見学	ホームステイ
11	金	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
12	土	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
13	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
14	月	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
15	火	・市内見学	ホームステイ
16	水	・英語研修 ・フェアウエルパーティー準備 ・フェアウエルパーティー	ホームステイ
17	木	・英語研修 ・文化交流 ・現地校出発式 ・市内見学 ・オーストラリア出国	機内
18	金	・日本入国 ・前橋到着式（児童文化センター）	

前橋市

中学生海外研修生募集

前橋市教育委員会

1 目的 異文化交流による国際感覚・語学力の向上

2 実施期間 平成29年8月4日（金）～8月18日（金）
～ 15日間という長期の海外研修 ～

3 研修地 オーストラリア シドニー



4 研修内容

12日間のホームステイ、現地の小・中学生との文化・スポーツ交流、
現地校授業への参加、英語研修（現地講師による英語での授業）、
シドニー市内見学 等

暑い夏を抜け出して、南半球の中学生と一緒に学校に通い、勉強やスポーツ
を通して、親交を深められるのも前橋市の海外研修の特色のひとつ

5 募集人数 前橋市内中学校2・3年生 40人（前橋市内在住）

6 参加資格

- ・原則として事前研修、本研修、事後研修のすべてに参加できること
- ・心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられること など



文化交流の授業

7 選考方法

- 一次選考 4月25日（火）
（英語テスト・作文・自己PR 等）
- 二次選考 5月17日（水）
（日本語・英語面接 等）

8 参加費用 16万円

9 締め切り 各学校で設定した日

*詳しくは募集要項にあるので興味を持ったら、
すぐに先生から募集要項を入手しよう！

**多民族国家オーストラリアを
五感すべてで体験しよう！**

様々な国の文化を学べるチャンスがここにある



オーストラリアン
フットボールの授業

平成29度 前橋市立前橋高等学校入学者選抜実施結果について

1 平成23年度入学者選抜より、学校の通学区域は、群馬県全域です。

※ 市内・市外は参考数値

2 【前期】 検査日：平成29年2月8日（水） ※合格発表：2月16日（木）

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
28	男	120	86	29	115	2.31	23	15	38
	女		106	56	162		49	33	82
	計		192	85	277		72	48	120
29	男	120	68	15	83	2.08	24	12	36
	女		120	47	167		54	30	84
	計		188	62	250		78	42	120

	男	女	計
A 選抜	15	53	68
B 選抜	21	31	52
計	36	84	120

3 【後期】 学力検査日：平成29年3月7日（火）・8日（水） ※合格発表：3月15日（水）10時～

入学年度	男女	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
			市内	市外	合計		市内	市外	合計
28	男	120	68	19	87	1.46	44	13	57
	女		63	25	88		44	19	63
	計		131	44	175		88	32	120
29	男	120	54	7	61	1.23	46	6	52
	女		66	20	86		52	16	68
	計		120	27	147		98	22	120

4 【合格者合計】

入学年度	男女	定員	合格者の内訳		
			市内	市外	合計
28	男	240	67	28	95
	女		93	52	145
	計		160	80	240
29	男	240	70	18	88
	女		106	46	152
	計		176	64	240